

Title	共通の敗戦体験とそこから由来する課題（「戦後六〇年：ドイツと日本」コメント）
Author(s)	阿久戸，光晴
Citation	聖学院大学総合研究所紀要, No.36 別冊, 2006.7 : 84-92
URL	http://serve.seigakuin-univ.ac.jp/reps/modules/xoonips/detail.php?item_id=4008
Rights	



聖学院学術情報発信システム : SERVE

SEigakuin Repository and academic archiVE

「戦後六〇年——ドイツと日本」コメント

共通の敗戦体験とそこから由来する課題

阿久戸 光晴

序 ドイツと日本

ドイツという名を聞くとき、日本人は憧れと敬愛の心に満たされる。私自身も、音楽におけるバッハ、モーツァルト、ベートーヴェン、文学におけるゲーテ、シラー、哲学におけるカント、ヘーゲル、広義の社会学におけるイエリネック、マックス・ウェーバーなどはすぐ思い浮かぶ。あらゆる芸術、学問における最高峰の貢献は、例外なくドイツの方々である。また宗教改革者マルチン・ルターはもとより、バルト、ブルンナー、テイリツヒ等、プロテスタント・キリスト教思想への貢献は絶大なるものがある。一方日本はこれら偉大なドイツの人々による人類の知的遺産の数々に尊敬をもって学ぶことが精一杯であったといえる。これからも日本のドイツに対する深い敬愛は続くことを確信する。しかしその敬愛による結びつきをさらに強めることになったのは、現代における両国の究極の共通課題である。それは、両国が深刻な敗戦体験を持ったということであり、その敗戦体験を創造的に生かす課題を持つということである。

1. 敗戦に直面したドイツの歴史的課題

ドイツと日本には、ある価値観をめぐって共通の歴史的課題があると思われる。それは「共同体と個の関係」、あるいは「自由と権利義務」の課題である。

神学者エルンスト・トレルチ（一八六五—一九二三）の「一九一四年の思想」、「自由のドイツ的思想」、「アングロサクソン文明の二、三の特色」と題する重要諸演説（いずれもロシア革命の前年一九一六年）がある。そこには、当時のドイツ帝国が深くかかわった第一次世界大戦の文化闘争の意味の追究がある。トレルチによれば、この戦争の勃発は、いわゆる西欧（フランス、イギリス、そしてアメリカ合衆国）とドイツに代表される中・東欧（ただしロシアは入らない）との文化対立そのものによるものではなく、単に世界を制覇する西側の強国グループによる進境著しいドイツの挑戦を抑えこもうとする帝国主義的政争の結果であるという。しかし、その戦争によつて、図らずもいわゆる西側とドイツが代表する中・東欧の価値観、特に自由と公共性をめぐる価値観に大きな相違があることが浮き彫りにされたと主張する。その意味でやはりこの世界戦争は少なくとも今後の世界をリードする価値闘争であることが示唆される。第一次世界大戦は、勃発前後からイギリス・フランス側の国家および社会によつて、権威的軍事優先国ドイツの「不自由」体制に対する西側の民主的文明との対決であることが喧伝された。トレルチをはじめとするドイツの知識人は、その反論を精力的に試みる。

トレルチによれば、ドイツ的自由とは、イギリス・フランスのそれとは根本的に異なる。それは、ピューリタニズムに根ざすのではなく、ルソーに根ざすのではなく、ドイツ精神すなわち超個人的な公共心の自立的意識である。ドイツ

的自由は、澁刺たる公共心と結合しているという。それは個人によるその人格的獨創性を伴う全体集團への自発的奉仕の自由であつて、それはドイツの宗教的・倫理的本性に深く根ざしたものと主張する。ドイツの宗教的本性とは何か？ それは明らかに、ルターの『キリスト者の自由』のあの思想である。ルターによつて神に向けられた自由の精神の構造が、そのままドイツ的国家・社会・文化共同体への「仕える自由」へ転化されるのである。トレルチはこれを「二九一四年の思想」と名づけ、フランスの「二七八九年の思想」と鋭く対比させる。「一七八九年の思想」とは何か？ トレルチによれば、それは孤立した個人およびいたるところで平等な理性の思想にほかならない。一方トレルチは、イギリスの自由概念についてはフランスのそれよりもはるかに慎重に取り扱う。しかし、結論としては、個人の不可侵性と活動の自由、目的になつた行動の権利と責任、国家の強制に対する信仰の自由を特徴とするが、その自由概念を世界いたる所に伝播させるところのものであるとする。このイギリス・フランス両者の自由概念を融合したものがアメリカの自由であると主張する。ところがこの自由によつて最も恩恵を受けたのは、經濟的自治の自由であつたのであり、さらにそれは商業的營利エゴイズムを助長し、上述の伝播のエネルギーとともに、世界的資本制覇の精神を根本的に支えるものとなつたのである。その後から国家がやつてくる。国家は植民地化へと動き出す。トレルチによれば、「聖書には商業が続き、商業には旗（国旗）が続く」ことになる。

トレルチは結論として、第一にドイツの自由は、権利よりも義務に存するという。それは、ドイツ・ルター派信仰に特有な、教会に対する信仰の自己献身と超個人的な共同体への確信が、そのまま国家への義務や良心をもつてする自発的献身というドイツ的国民性へそのまま連関するのである。ドイツ国家思想とドイツ教養個人主義は、ドイツ的宗教精神の世俗化であると、トレルチは見る。第二に、ドイツ的自由概念では、民族主義も新しい意義を持つとする。民族の自治から自己形成が行われ、諸個人の共同体への自覚的結束はおのずから言語や文化の最も覚知しやすい地層において促進される。そこから精神における世界制覇的動きに対する自決的齒止めとなるという。ここからトレルチは、ドイツ

的精神、自覚された「一九一四年の思想」の世界史的意義を主張する。

ところが結局、ドイツはこの大戦に敗れた。日本の例を見るまでもなく、ドイツ軍兵士の英雄的戦いぶりに対し、いわゆる西側の物量に敗れたとする向きも多かったと思われる。しかし敗戦後、トレルチは決してそのような見方をしなかつた。トレルチは戦後、この世を去る一九二三年にイギリスでオックスフォード大、ロンドン大、エジンバラ大に講演をするよう招待を受け、重要論稿をあらかじめまとめた。それは残念ながら彼の逝去によつて実際に講じられなかつたのであるが、死後『歴史主義とその克服』と題してまとめられた。その中で、彼は歴史哲学の究極の根本問題として、歴史的相対主義をいかに築堤し規範化しうるか、を論じようとする。トレルチは文化価値の倫理の視点をもつて切り込み、一定の大きな文化圏の内部において、諸価値の中でより重要性があり、他の諸価値を大きな統一的価値にまで統合するところの中心価値を探究する。それを彼は、西欧の歴史に根ざした「人格性の理念」であると主張し、そこに普遍性の原理を見出そうとするのである。ここには、大きな惨禍をもたらした戦争後の廃墟の中で、西側に対決する中東欧の自由概念という価値ではない、より大きな普遍的価値への探究がある。トレルチは、そこにワイマール憲法制定はもとより国際連盟の発足という事態も背景に、欧州大戦とも呼ばれた戦争を繰り返さないものとして、より大きな統合欧州文化圏思想の土台を提示したのである。

トレルチの思索は、少なくとも第二次世界大戦が勃発した以上、第一次大戦後のドイツにおいては結局生かさなかつたと言わざるをえないが、現在拡大EUへ向かつて、大きな理念的役割を果していると私は見る。しかしトレルチがとらえた最高価値は「人格性の理念」であつて、「人権の理念」ではなかつた。またドイツ的自由と西側の自由という二つの自由概念の比較再検討ないし統合は結局なされないままに終わつた。

2. 敗戦に直面した日本の歴史的課題

日本においてもほぼ同様の歴史的課題があつた。一九三七年に当時の帝国文部省は、『国体の本義』をまとめ、公表した。その内容は、ますます緊張を深めるいわゆる西側諸国と対峙するため、日本の国体（国家体制）を論述しておくためのものであつた。その主張は大きく二つに大別される。一つは、日本は伝統的に天皇を中心とする国家体制であつたこと、二つは高度な倫理性を伴う国民性を有することである。前者の主張点は西側の民主制・共和制に対決することであり、後者の主張点は西側の人権思想に対し大家族である日本の共同体への滅私奉公の精神をもつて対峙させることである。これらはさらに、西側の植民地政策への対抗として、日本を盟主とする「大東亜共栄圏」という共同体への滅私奉公を東アジア諸国に強要する論拠となつていく。

『国体の本義』は次のように説く。西洋思想は個人主義に本質がある。しかし個人主義的人間観は、個人たる一面のみを抽象して、その国民性と歴史性を無視する。そこで全体性・具体性を失い、人間存立の真実を逸脱して、現実遊離となる。西洋近代文化の根本性格は、個人をもつて絶対独立自存の存在として、一切の文化はこの個人の充実に存し、個人が一切価値の創造者・決定者であるとする。そこから、ほしいままな自由解放を求め、奉仕という道德的自由を忘れた誤つた自由主義や民主主義を生み出したという。これからの日本国民の使命は、国体を基として、西洋の諸文化を取捨選択して摂取し（和魂洋才主義）、アジアの独立を守りつつ世界文化へ独特の貢献をすることであるとされる。この『国体の本義』は、「教育勅語」とならんで、日本国民の教育の根本であるとされた。第二次世界大戦は、日本では当時大東亜戦争と呼ばれたが、それはアジア諸国を欧米の植民地化から守るため、高度の道德的戦争、文化闘争であるとき

れ、その思想が活用された。

しかし日本もその戦争に全面的に敗れた。敗戦直後、かつてのドイツと同様に日本でも、この戦争は欧米、特に米国の物量に敗れたと考える者が決して少なくなかった。しかし、日本では、アメリカを中心とする連合軍の総司令部GHQによって、第一次大戦後のドイツに対するような報復的措置が日本にとらなかつたことと並行して、日本の国家構造を根本から改造し、さらに日本国憲法と教育基本法が、事実上アメリカの強力な指導によって制定された。意識変革に先んじて存在構造が変えられたのである。しかし驚くべきことに、憲法も教育基本法も六〇年にわたって、両法とも改訂されずに、今日に至っている。これは何を意味するであろうか？ 日本における政治的主張とは異なり、両法への国民的支持、またある種の不思議な定着という事実を無視しては考えられないことであろう。日本国憲法の根本原理が、国民主権、基本的人権の保障、三権分立、国際平和主義、地方自治等にあることは良く知られている。またこの憲法にある前文は、この憲法の究極の価値を示している。特に国民主権・人権の保障・国際平和主義は、前憲法や国体の本義の思想と明確に対決する価値を示している。

「日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚する……われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようとして努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたい……政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふ。」（日本国憲法前文より）

「われらは、さきに、日本国憲法を制定し、民主的で文化的な国家を建設して、世界の平和と人類の福祉に貢献する決意を示した。この理想の実現は、根本において教育の力にまつべきものである。われらは、個人の尊厳を重んじ、真理と平和を希求する人間の育成を期するとともに、普遍的にしてしかも個性ゆたかな文化の創造をめざす教育を普及徹底しなければならぬ。」（教育基本法前文より）

これらはいずれも前憲法や「教育勅語」との連続線を断ち切り、普遍的な価値観を土台とする国家建設を目指す宣言

である。

3. ドイツと日本の歴史的課題

この両者の歴史的課題とは何か？ ドイツも日本も、いわゆる西側の「自由の思想」と「個の思想」に対峙する体験があった。権利の思想に対するに義務の精神を、個の思想に対するに「共同体の思想」を対峙させたといえる。しかし西側の思想としてフランスとイギリスとを合わせて包括し、ドイツ精神を対峙させようとした前期トレルチ思想に無理があったように、フランス・イギリスどころか中・東欧まで一緒に西洋思想としてくつた日本の『国体の本義』にも荒い整理があった。そもそも、西側の「個の思想」に共同体思想がないであろうか。また人権の理念に責任の観点がないのであろうか。また前期トレルチ思想も『国体の本義』も、イギリスの自由や権利を資本家の営業の自由や権利ととらえるが、そこには大切な観点が欠けていないか。また共同体の思想は結局のところ、それぞれの国家権力の体制協力の思想であったのではないのか。共同体とは国家とも対峙する任意的社会集団ではないか。その任意的社会集団から契約的に信託され移譲された範囲で国家は権力を振るうのにすぎないのではないのか。

いずれにせよ、両国は苦しい敗戦体験を経て普遍的価値へたどりつきつつある。しかし体験を経た者のみに許される貴重な観点があろう。

4. これからの人類共同体形成の課題

ドイツ的自由を共同体への奉仕の自由ととらえるならば、両国共通の課題はやはり「個と共同体の問題」であるといえる。第二次大戦後の冷戦に思想的に深くかかわったマルクス主義も「個と共同体の問題」をどうとらえるかにある。マルクスは、初期の重要論文『ユダヤ人問題について』の中で、一八四八年フランス人権宣言の権利が結局「形式」にすぎず、人の存在を支える「実質」を伴わぬことを批判した。ブルジョワ憲法の保障する人権は結局「市民社会は、それ自身の胎内から、絶えずユダヤ人を生み出す」と主張した。ここで「ユダヤ人」とは無論商業資本家のメタファーである。しかし冷戦も終焉した。これは一体何を意味するのであろうか。

これらに共通に見られるパターンは、権利と自由理念に巢食う商業自治の自由に示される産業資本および強力な西側国家の猛威に対峙させる共同体形成優先思想の闘争が、結局個の人権抑圧的役割を果たすというものである。いわゆる東側諸国、東洋の各国家は、人権理念の意義を深く学ばない限り、歴史を繰り返すことを学ばねばならないであろう。個人権の把握が不十分なままの共同体への奉仕の思想、義務思想はくりかえし破綻する。

そもそも人権の尊重があつてはじめて共同体形成への視座を持つことができる。しかも普遍性の上に立つた個性の花を咲かせる人類共同体形成である。日本国憲法に繰り返し現れる「公共の福祉」は個人権に優先する共同体思想ではない。少数者、弱者の権利保護という原則からくる権力抑制の原理のほゞである。ここにいたつてはじめて「福祉社会」という共同体形成の理念構築の突破口が開かれる。またその視点からいわれる西側諸国とともに、現代国家、社会、個人のあり方、また個と共同体のあり方への批判的創造的取組みがなされるのであろう。それはいたずらに西側国家に

追隨することではなく、西側国家に示された歴史的価値の視座からかえって現西側国家のあり方を批判することもありうる。

日本人に今も深く尊敬されるヴァイツェッカー大統領は、「歴史に目を閉ざさぬこと」、「責任を担い行くこと」をし、ばしば主張される。敗戦国家には、この歴史体験の人類史的学習体験を高く世界に掲げる使命が与えられている。ナシヨナリスティックな恩讐を超えて、また単なる内面へ逃避することなく、堂々と学びと形成の旅を続けていく西国民でありたい。

参考文献

- E・トレルチ、西村貞二訳『ドイツ精神と西欧』筑摩書房、一九七〇年。
同前、大坪重明訳『歴史主義とその克服』理想社、一九七三年。
帝国文部省『国体の本義』帝国文部省、一九三一年。
K・マルクス、城塚登訳『ユダヤ人問題について』岩波文庫、一九七四年。
大木英夫『現代人のユダヤ人化』白水社、一九七六年。
R・ヴァイツェッカー、永井清彦訳『歴史に目を閉ざすな』岩波書店、一九九六年。